

国立大学法人東京海洋大学行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の取扱いについて

令和 4年 3月 30日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1 国立大学法人東京海洋大学個人情報保護規則(平成17年海洋大規第268号。以下「保護規則」という。)第63条に基づき、国立大学法人東京海洋大学(以下「法人」という。)における行政機関等匿名加工情報(以下「匿名加工情報」という。)の利用に係る手数料については、この取扱いの定めるところによる。

(匿名加工情報の利用に関する手数料)

第2 保護規則第63条第1項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次の各号に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに、3,950円
- 二 匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 保護規則第62条第2項において準用する、保護規則第59条の規定により匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が、納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 保護規則第59条の規定により当該匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が保護規則第63条第1項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- 二 保護規則第59条(保護規則第62条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(手数料の納付方法)

第3 手数料は、法人が指定する銀行口座への振込により納付しなければならない。

2 前項に掲げる振込に当たって費用が生じる場合であっても、法人では負担しないものとし、その旨あらかじめ手数料の納入者に説明するものとする。

附 則

この取扱いは、令和4年4月1日から施行する。

国立大学法人東京海洋大学独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料の取扱いについて(平成29年12月27日学長裁定)は廃止する。